

**2019年12月定例県議会を終えて**  
**台風19号災害の復旧復興で被災事業者に3/4補助、震災復興、**  
**子どもの貧困問題を提起、「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める請願・意見書採択**

2019年12月11日  
日本共産党岩手県議団  
齊藤 信  
高田 一郎  
千田美津子

## はじめに

12月定例県議会は11月27日から12月11日までの15日間開催されました。

本会議の一般質問には高田一郎県議が立ち、11月28日の3回目となる台風19号被災地調査（宮古市、山田町、釜石市）を踏まえ、台風19号災害からの復旧とさらなる県独自の支援策について取り上げました。震災復興の課題では、災害公営住宅のコミュニティ形成への支援、水産加工業への支援の強化、特養待機者解消、子どもの貧困問題、日米貿易協定の強行と担い手対策、地球温暖化対策と森林破壊のメガソーラー問題、教員の多忙化と県版学力テストの見直しの問題などを取り上げました。

議案に対する質疑には千田美津子県議が立ち、部局等設置条例の一部改正、人事委員会勧告に基づく給与改定の内容、当初契約額から数倍にもなっている変更請負契約議案について質しました。各常任委員会では、台風19号災害からの復旧復興にかかる補正予算、各請願の審議が行われました。

台風19号災害からの復旧復興で、被災事業者に対する3/4補助の地域企業再建支援事業費補助、いわてふっこう割、三陸鉄道の代行バス運行への支援などを盛り込んだ8億円余の補正予算が最終日に提案され可決されました。部局等設置条例の一部改正は、自民党、いわて県民クラブ、無所属の1人が反対しましたが可決されました。県公会堂の指定管理者の指定に関する議案については、非正規職員の比率が高く、最低賃金並みの低賃金であること、正規・非正規の職員配置計画と収支計画に齟齬があること、指定管理者に対する申請が1社にとどまっていること等の問題点をただし反対しました。

県民・各団体から提出された請願審査では、「桜を見る会疑惑の徹底究明を求める」請願が全国では最初に採択され、国に対する意見書も採択されました。自民党、いわて県民クラブ、公明党、無所属の1人は反対しました。2団体から提出された私学助成の拡充を求める請願・意見書も採択されました。県民クラブの一部の議員は反対しました。「厚生労働省による地域医療構想推進のための公立・公的病院の再編・統合に反対し、地域医療の拡充を求める」請願は、自民党、いわて新政会、いわて県民クラブ、公明党、無所属の1人が反対し不採択となりました。極めて残念な結果となりました。

## 1、台風 19 号災害からの復旧復興では、国の支援パッケージを具体化し 8 億円余の補正予算を計上

- 1) 台風 19 号災害からの復旧復興で、住家被害の状況と住宅再建に対する支援の状況について取り上げました。12 月 4 日現在、全壊 41 棟、半壊 776 棟のうち大規模半壊 47 棟、一部破損 1522 棟、床上浸水 45 棟、床下浸水 238 棟、合計 2622 棟となっています。9 月県議会で県独自の支援策は示されましたが、宮古市や釜石市、久慈市、山田町、普代村等では独自に 200 万円の補助を決めるなど、大震災並みの支援策となっています。
- 2) 被災事業者に対する支援では、国の支援パッケージを活用し、3/4 補助となる地域企業再建支援事業費補助（7 億 2000 万円）、いわてふっこう割事業費（4573 万円余、1 月中旬から 3 月中旬）の補正予算が可決されました。
- 3) 三陸鉄道のバス運行代行への補助（3700 万円、県・市町村分、国は直接三鉄に 3700 万円補助）が補正予算に盛り込まれました。
- 4) 被災者の医療費免除で国保会計に 2000 万円の補正予算が計上されました。国の医療費免除は来年 1 月末までとなっており、大震災津波の被災者と同様に医療費免除を継続するよう求めました。
- 5) 台風 19 号災害の教訓を踏まえて、避難行動要支援者名簿に基づく個別支援計画をすべての市町村が整備するように求めました。5 月 1 日現在の個別計画作成状況は、15 市町村 17103 人・20%、個別計画ゼロは 18 市町村に及んでいます。今年度新たに 2 団体が作成に着手する見込みとの答弁がありました。要配慮者利用施設の避難計画は、1179 箇所中 791 箇所、70.3%にとどまっています。  
想定最大規模の洪水ハザードマップの作成（現状は 8 市町、旧基準では 28 市町村）にとどまっています。県はこれまでに 19 河川について想定最大規模の浸水想定区域の指定を行っていますが、2021 年度末までにさらに 11 河川を指定する計画と答えました。

## 2、東日本大震災津波からの復興の緊急課題について

- 1) 11 月末現在の被災者の住宅確保の状況は、応急仮設住宅に 355 戸 759 人、みなし仮設住宅に 141 戸 333 人、仮設暮らしの合計は 496 戸 1092 人となっています。災害公営住宅には 5013 戸 8849 人、県内在宅が 914 戸 1839 人、県外は 1144 人、総計では 6423 戸 11780 人です。
- 2) 災害公営住宅では高齢化と生活苦、孤立化・孤独化が進行しています。災害公営住宅での孤独死が昨年 18 人と前年の 3 倍に急増しました。今年は 11 月までに 12 人、累計で 46 人となっています。県営災害公営住宅の集会所は月 2～5 回程度しか利用されていません。要支援者・一人暮らし高齢者等の見守りとコミュニティの確立は緊急で重要な

課題です。宮城県南三陸町では60戸以上の災害公営住宅の集会所に複数の支援員を配置し、見守りとコミュニティ支援の取り組みを行っていることを示し、50戸以上の災害公営住宅に支援員の配置を行うよう求めました。達増知事は、「南三陸町の取り組みは、本県としても参考となる」「今年度、生活支援相談員を3市町の県営災害公営住宅の集会所と空き家に配置し取り組みを始めた。こうした取り組みが拡大するよう働きかけていく」と答えました。

- 3) 危機的不漁に直面している水産加工業の再建について、「売上高が震災前の水準以上までに回復している」が32.4%にとどまっています（東北経済産業局の東北4県におけるグループ補助交付事業者アンケート結果）。原材料確保、販路拡大、新商品開発と魚種転換への支援と金融支援など従来の延長線上ではない取り組みを求めました。

### 3、特養ホーム待機者ゼロへの対応と高齢者対策について

- 1) 4月1日現在、在宅で早急に入所が必要な特養待機者は890人です。しかし、今年度・来年度の整備予定は478床にとどまっています。待機者解消の対策を質しました。介護度1・2の介護サービスが市町村の地域支援事業に移行した場合の影響は、訪問介護で約6000人、通所介護で約11000人に及ぶ。介護サービス利用料が原則2割負担になると利用者全体の94%にあたる約63000人に影響が及ぶと答弁がありました。ケアプランの有料化は、すべての利用者67000人に新たな負担が生じます。介護保険の改悪・負担増は許されないと指摘しました。
- 2) 加齢性難聴が、うつや認知症の原因にもなることから、補聴器購入への支援を求めました。高度難聴および重度難聴の障害児・者には、障害者総合支援法等に基づいて、市町村が補聴器の購入費用および修理費用の9割を支給しているが、難聴一般については国において研究を行っている段階だという答弁にとどまりました。
- 3) 高齢者ドライバーの事故防止対策について、県内でも昨年はアクセルとブレーキの踏み間違い事故が8件、今年は10月までに8件発生しています。安全運転支援装置への補助が国の経済対策で検討されていることから、県としても取り組むよう求めました。

### 4、子どもの生活実態調査と子どもの貧困対策、保育料の無償化について

- 1) 「子どもの生活実態調査」中間報告で明らかになった実態を踏まえて、小学校区単位に子どもの居場所を設置すること。就学援助の周知徹底と修学旅行費の概算払いの実施、給食費の現物給付を徹底すべきと提起しました。達増知事は、「子どもの居場所に対するニーズが高いことが明らかになった。これらに対応するための施策の必要性を認識した」「修学旅行費や給食費等の問題については、すべての子どもに不利益がないよう対応することが基本」と答えました。
- 2) 保育料の無償化については、これまでの保育料の軽減策で軽減される財政負担分で3

～5歳の副食費の無償化と0～2歳の保育料の無償化を広げるべきと宮古市の取り組みを示して求めました。保健福祉部長は、「宮古市における副食費の無償化など市町村の独自施策の実施状況について情報提供し、今後も効果的な事業実施に向けた助言等を通じて、市町村を支援していく」と答えました。

## 5、日米貿易協定の本県農業・畜産への影響、担い手確保対策について

- 1) 12月4日、まともな影響試算も交渉内容も示すことなく、参院本会議で強行採決された日米貿易協定について厳しく抗議するとともに、本県農業・畜産に対する影響について質しました。達増知事は、「農業に及ぼす影響について十分な情報提供と説明がなされず、国内対策も示されないまま、参議院本会議において日米貿易協定の承認が可決されるに至ったことは残念であります」「今後とも国の責任に置いて早急に農業に及ぼす影響や国内対策について明らかにするとともに、農業者が安心して経営を継続できるよう万全の対策を講じるよう求めていく」と答えました。
- 2) 担い手対策については、「農業次世代人材投資事業」が今年から準備型を農業法人と直接契約を結び研修する「農の雇用事業」を一本化し、予算も減額され現場が混乱したと指摘し改善を求めました。農林水産部長は、「今後、引き続き市町村や関係団体と連携し、新規就農者が早期に安定した所得を確保し、地域の担い手として定着できるよう支援していく」と答えました。

## 6、地球温暖化対策とメガソーラーの開発問題について

- 1) 深刻化する地球温暖化対策について県の対応について質しました。国連環境計画は11月26日公表した報告書で「いまのままのペースでいけば今世紀末までに3.4～3.9度上昇する」と指摘し、パリ協定が、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して1.5度に抑制する努力目標を設定し、そのために21世紀後半までの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする方向を打ち出しました。達増知事は「パリ協定から脱退を通告した米国トランプ大統領の対応への懸念がある」、日本政府の対応については「2050年の温室効果ガス排出量の削減目標は80%にとどまることや、石炭火力発電の新設計画を取りやめていないことなどが課題として指摘されており、さらなる取り組みが求められている」と述べ、「地方自治体から温室効果ガスの排出削減に向けたメッセージを発信することは重要」との立場から、11月27日の記者会見で、「県として2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げたい」と表明したと答えました。
- 2) 森林を伐採して大規模に太陽光発電施設を整備するメガソーラーの問題を質しました。すでに県内では、50箇所770haを超える林地開発が許可されています。環境生活部長は、面積50ヘクタール以上を第1種事業として環境アセスを必須とし、面積20ha以上をアセスメントの可否を個別に判断する第2種事業として、来年4月に国と

同時施行し、太陽光発電事業条例に基づくアセスメントの対象とする予定と答えました。農林水産部長は、平成 24 年に再生可能エネルギー電気の固定価格買い取り制度が創設されて以降、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可の案件が増加したとして、「国における林地開発許可基準の在り方に関する検討会の動向を注視し、県としても必要に応じて提言等を行っていく」と答えました。

## 7、教員の多忙化対策と学力テストの問題、変形労働時間制の問題について

- 1) 教員が子どもと向き合い、授業の準備に最大限取り組めるように、県教委の学習定着度調査の中止と授業時間数の見直しなど業務の大幅な削減を求めました。教育長は、県の学習定着度調査について「現在市町村教委の取り組みの実態把握を行っているところであり、今後、訪問を行うなど具体的に意見交換を進めていく」と答えました。昨年度に独自の学力調査を実施した都道府県は、小学校で 30 都府県、中学校で 32 都府県となっています。
- 2) 「標準時間数」は小学校で 980 時間ですが、2017 年度は平均で 1038.6 時間で、20.7%の学校では標準時間数を 100 時間超えています。2020 年度には、新学習指導要領の実施で、小学校の第 3 学年から第 6 学年に外国語が位置付けられ、各学年で標準時数が各 35 時間増加となることを明らかにしました。教員の多忙化を一層深刻にするものです。
- 3) 12 月 4 日、参院本会議で、教員の「変形労働時間制」を導入する給特法の改正が強行されました。繁忙期に 1 日 10 時間労働を可能とするものです。月 100 時間を超える県立学校の教員は 668 人・19%（2017 年度人事委員会調査）を占めるなど深刻な実態の中で、さらに長時間労働を強いるものです。「変形労働時間制」は恒常的な残業のないことが前提であり、導入の前提条件がないと指摘し、県として条例の制定を行うべきではないと提起しました。教育長は、「省令の検討や作業を進めていく中で現場の声を伝えながらやっていく」「長時間勤務による教職員の負担を軽減するためには、働き方改革プランに掲げる取り組みを着実に推進していくことが最優先であると考えている」と答えました。
- 4) 大学無償化に伴う岩手県立大学の奨学生は逆に減少する問題を指摘しました。県立大学では大学独自に授業料の全額免除（年収約 460 万円未満の世帯）を実施しており、今年度は延べ 594 人の見込み、総額 1 億 5000 万円の免除額となっています。国の大学の無償化による授業料減免制度では年収約 380 万円未満の世帯が対象で、住民税非課税世帯とそれに準じる世帯の学生が対象で延べ 482 人、免除額は 9200 万円の見込みです。延べ 112 人、総額 5800 万円の減免額の減少となるごまかしの無償化です。全額免除となるのは 246 人で現行の半分以下となります。これまでの大学独自の減免が継続されるように求めました。

## 8、議会棟喫煙室の廃止を求める、種子条例の制定は県の取り組みを優先すべきと主張

- 1) 県議会棟の喫煙室の在り方について、改選前から議会運営委員会で議論されてきました。本庁舎はすでに敷地内全面禁煙となっています。議会棟の喫煙室についても受動喫煙防止、がん対策推進条例（議員発議）の立場から敷地内全面禁煙にすべきと強く主張しました。しかし、希望いわて・自民党は現行通りの喫煙室の存続を主張、いわて新政会は会派で意見がまとまらず、いわて県民クラブは全面禁煙を主張しました。議運委員長は、意見がまとまらず現行通りに喫煙室の存続でまとめようとしたのですが、継続審議の声もあり、2月県議会に向けて引き続き検討することになりました。
- 2) 2月県議会での請願採択を受けて種子条例の制定が求められています。9月県議会の決算審議では、「岩手独自の条例制定をめざし、スピードアップして取り組む」と県当局の答弁がありました。こうした中で、いまから議員発議で種子条例の制定をめざす議運委員長の提案について、県当局が条例の制定めざし先進事例の調査と県独自の条例制定をめざしている中で、今さら議員発議をめざすことは条例制定を遅らせる結果としかならないと厳しく批判しましたが、各会派が賛成して議員発議をめざすことになりました。

以 上